

平成24年版 愛媛県環境白書の概要

概 要

県では、第六次長期計画「愛媛の未来づくりプラン」（平成23年9月策定）において、「調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”やさしい愛顔あふれる『えひめ』づくり」を基本政策の一つに位置付け、本県の豊かな自然環境を保全するとともに、環境と調和した安全・安心な暮らしを実現していくこととしています。

トピックス

バイオマスの活用を進展させるため、マスタープラン（平成16年度策定）の進捗状況を踏まえるとともに、国の活用推進計画や最新の活用技術などを考慮して、平成24年6月「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、県民みんなが参加する取り組みに広がっていきます。

（財）愛媛県廃棄物処理センターでは、平成22年に全国で初めて環境大臣の無害化処理認定を受け、主に微量PCB汚染絶縁油の処理を開始していますが、微量PCB汚染廃電気機器等の全体を処理するには、絶縁油を抜いた後の機器（容器及び鉄芯・コイル等の内部構造物）についても安全かつ確実に処理する必要があることから、平成23年度にこの処理に必要な加熱分離炉等を、新たに整備しました。

「生物多様性えひめ戦略」を具体化するため、平成24年4月衛生環境研究所内に「生物多様性センター」を設置し、希少野生動植物等の調査・研究、情報収集・分析や標本管理、普及啓発等を一括して行うことにしました。

このほか、えひめ環境大学や次世代環境リーダー育成講座の開催による環境教育・学習を推進する人材育成、一般家庭の電気使用量を「見える化」する「省エネナビ」をモニター世帯に無償貸与するモデル事業を実施しました。

1 えひめ環境新時代に向けて

(1) 環境保全の総合的推進

低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、重要性を増す環境課題に的確に対応するため庁内体制の整備を図り、えひめ環境基本計画に基づき、環境保全に関する様々な施策の推進を図っている。

(2) 地球温暖化対策の推進

愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県内全域の温室効果ガス排出量並びに県の事務及び事業における温室効果ガス排出量削減のための施策を積極的に展開するとともに、愛媛県バイオマス活用推進計画に基づいてバイオマスの着実な活用を図ることとしている。

(3) 循環型社会の構築

「えひめ循環型社会推進計画」と「愛媛県廃棄物処理計画」を統合して、「第三次えひめ循環型社会推進計画（平成23～27年度）」を平成24年3月に改定し、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進している。

(4) 瀬戸内海環境保全対策の推進

第7次水質に係る総量削減計画（平成24年2月改訂）、第二次全県域下水道化基本構想及び瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画等に基づいて、瀬戸内海の環境保全対策等を推進している。

(5) 生物多様性保全の取り組み

将来にわたって人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる社会の実現を目指して、平成23年12月生物多様性えひめ戦略を策定し、生物多様性の保全と管理をはじめ、多様な人々の連携・協働などを推進することとしている。

2 平成23年度の現況

(1) 環境教育の充実と環境保全活動の促進

学校や地域における環境教育を充実させるとともに、えひめ環境大学の開催等を通じて環境教育等を推進する人材の育成に努めた。また、小・中・高校生を対象にした「環境啓発ポスターコンクール」や、「三浦保」愛基金を活用した環境整備支援事業のほか、「愛リバー・サポーター制度」等によって、環境活動団体と行政との協働化を推進した。

(2) 地球環境の保全

地球温暖化の防止に向けて、家庭の省エネ推進モデル事業やこども温暖化防止活動実践事業など県民層ぐるみによる取り組みを推進したほか、中小企業温暖化対策事業、クールビズ四国キャンペーン、ウォームビズえひめキャンペーン、エコドライブ推進事業等により、知識の普及啓発や取り組みの定着化を図った。

(3) 循環型社会の構築

県内の一般廃棄物の年間総排出量は、平成23年度（速報値）で約48.7万t（前年度約48.6万t）で、そのうち資源化量は約8.8万t（前年度約9万t）で、リサイクル率は18.1%となっている。産業廃棄物については、「資源循環促進税」を活用して、紙産業資源循環促進支援事業や産業廃棄物不法投棄未然防止対策の強化など、産業廃棄物の排出抑制、減量化や有効利用を促進するとともに、適正処理の確保を図っている。

(4) 自然環境と生物多様性の保全

県内に生育している動植物の現況把握に努めるとともに、自然公園等の適正管理や石鎚山クリーンアップ、エコツーリズムの推進により自然保護思想の普及啓発や自然との触れ合いに努めた。また、平成23年12月「生物多様性えひめ戦略」を策定するとともに、愛媛県レッドデータブックの改訂調査、野生動植物や鳥獣の保護対策に取り組んでいる。

(5) 環境と経済の好循環

セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供や、環境関連ビジネスに取り組もうとする企業等をプロジェクトチームに認定し、起業化を支援するなど、環境産業の創出と育成に努めるとともに、エコファーマーの育成や森林そ生など環境保全型農林水産業の推進に努めている。

(6) 生活環境の保全と創造

平成23年度の本県の大気環境は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び二酸化窒素において環境基準を100%達成、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントは基準を超過したが光化学スモッグ注意報の発令等はなかった。水環境については、健康項目はすべての地点、すべての項目で環境基準を達成しているが、生活環境項目は、BOD又はCODにおいて、河川で83%、湖沼で100%、海域で76%の達成率になっている。公害苦情処理については、県および市町における苦情受理件数は942件で前年度より40件減少している。その他騒音、振動、悪臭、土壤環境、環境放射能、有害化学物質等の概況について測定データ等をもとに検証している。